

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第五小学校
校長名 西村 実 公印

令和7年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人間尊重の精神を培い、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな育成をめざし、次のように児童像を定める。

ア 「健康で 明るい子」

◎イ 「自ら学び 考えを深める子」

ウ 「思いやりをもち 助け合う子」

(2) 特別支援学級の教育目標

ア 「げんきな 子ども」（良い生活習慣を身に付けた、健康で明るい子ども）

イ 「やりきる 子ども」（基礎・基本を身に付け、最後までやりとげる子ども）

ウ 「なかよくする 子ども」（集団生活に参加し、みんなとなかよく力を合わせる子ども）

(3) 学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

①児童一人ひとりの実態に合わせた教材・教具の作成や指導方法の改善を図り、「個別最適な学び」の充実を図る。また、GIGAスクール構想等の取組と合わせて、自分に合った学習方法を選択できるようにする。実際に体験できるものに関しては体験を通して実感させる。

イ 豊かな心の育成

①児童が所属感・存在感・充実感を味わい、自分を大切にし、他者を思いやる心を育成する。

②児童一人ひとりが常に学級、学校の一員としての所属意識をもち、望ましい関わり方を身に付けるとともに、自身の生き方に対して自己決定できるようキャリア教育を推進し、自己肯定感や自己有用感の育成を図る。

ウ 健やかな体の育成

①具体的な場面を意図的に設定し、ロールプレイやソーシャルスキルトレーニングなどを通して日常生活に必要な基本的な生活習慣を身に付けさせる。

②「体育」「健康教育」「食育」を通して、自分の身体や健康について意識させ、生涯に渡って運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図る。

エ 不登校児童への支援

①保護者及び関係諸機関と連携しながら、児童一人ひとりの実態や支援ニーズに合わせた柔軟な支援を継続的に行う。

オ いじめの防止等の取組

①八王子市いじめ総合対策を踏まえ、学校いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応を行う。保護者及び関係諸機関と連携した、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図る。

カ 特別支援教育の充実

①児童一人ひとりの特性を的確に捉え、保護者及び関係諸機関と連携しながら教育的ニーズを把握し、誰一人取り残さない教育活動や将来の自立と社会参加をめざした支援を推進する。

キ 小中一貫教育のさらなる充実 【第七中学校グループ（第五小、第七小、山田小）】

①第七中学校グループとしての共通目標（義務教育修了段階において育成すべき生徒像）を「知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）の調和のとれた児童・生徒」とし、「義務教育9年間で育てたい児童・生徒像」は、「自己実現に向けて、主体的に学び・考え・行動できる生徒」である。

そのために、第七小、山田小、第七中と児童・生徒の小中合同・一体化を一層具現化する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善の取組では、学びの主体である児童の生活年齢・発達段階を考慮した上で、諸感覚で感じられる教材教具の開発や指導の工夫、1人1台の学習用端末等の効果的な活用を図る。
- ② 国語科や算数科は、児童の実態に合わせたグループ学習を実施する。より個別的な指導ができるよう指導補助員を加えた複数体制で指導にあたる。また、理解状況や情報入力の場合に合わせて1人1台の学習用端末を使つての学習と筆記用具を使った学習を使い分ける。
- ③ 障害に応じた指導を行うため、各教科等において課題別のグループ編成をし、ICT機器や1人1台の学習用端末を効果的に活用しながら指導する。個別の特性に応じた学習コンテンツを活用することで、学習内容の定着を図る。

イ 総合的な学習の時間

- ① 体験活動を通して、実生活に即した具体的な課題を設定することで、探究的な学習に主体的に取り組む児童を育成する。
- ② 八王子市や日本の自然・伝統・文化に関する学習を通して、高尾近辺での集団宿泊的行事を実施する。また、校外学習で八王子市の街の様子を学習することで地域への愛着をさらに深めていくことができるようにする。

ウ 特別活動

- ① 学級活動では、小規模や異年齢の集団の中で、お互いの役割を担いながら助け合う体験をさせることで、集団の一員であるという自覚を育てるとともに、豊かな関わりを育む。
- ② 学校行事・児童会活動や交流及び共同学習では、児童の実態に合わせて、個別での参加、担任や補助員の支援を受けて参加する等活動の仕方も変えていくことで、児童の自主的・実践的態度を育成し、より良い学校生活を送ろうとする態度を育成する。
- ③ より充実した集団宿泊的行事を実施するために、事前学習では児童主体の話し合いや活動の場を設け、事後学習では、次の行事や次年度の集団的宿泊行事につながるまとめをすることで、児童一人ひとりが主体的に取り組む力を育む。

エ 自立活動

- ① 人間関係の形成を図るために、身体の動き・コミュニケーションの基礎的な能力を高めるソーシャルスキルトレーニング等を行い、実生活に活かしていく。
- ② 6区分26項目について児童の実態に合わせた指導を行い、各教科の基盤となる力を育む。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ① 「特別の教科 道徳」の授業では、道徳教育全体計画及び別業を基にした年間指導計画に沿って、「節度、節制」「親切、思いやり」「友情、信頼」「生命の尊さ」「規則の尊重」を重点項目とし、児童自らが考える道徳を展開する。
- ② 学校公開や道徳授業地区公開講座等で授業を公開し、保護者・地域との共通理解を深めるとともに、道徳性を育てる機会とする。
- ③ インターネットやSNSを適正に利用する力を育むために、保護者会やセーフティ教室、メディアリテラシー教育等を活用し、関係機関と連携しながら、思いやりの心や規範意識を大切にする指導の充実を図る。
- ④ 自分・人・自然・集団や社会との関わりを明確にした道徳教育を推進するとともに、道徳的判断力と実践力を養うために、集団宿泊的行事やボランティア活動等体験的な活動を取り入れる。

(3) キャリア教育

- ① 将来の自立と社会参加の基礎となる基本的な生活習慣の確立やコミュニケーション能力の向上に関する指導に重点を置き、自分自身の成長を見つめ直すことができるように「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用する。
- ② 自らのキャリアを具体的にイメージできるよう、進学先の見学、体験や面談等を設定する。また、進路先となる学校間と連携し、進学にあたって求められる力や小学校で身に付けた力などの情報を共有し、進学についての適切な助言・支援をしていく。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ① 「挨拶・返事・後始末」を重点とし、基本的な生活習慣を身に付けさせる。具体的な行動目標については全校朝会等で生活目標を示し、統一した指導のもと児童の意識を高める。
- ② 安全指導や避難訓練、セーフティ教室等を通して、自らが危険を予測・回避できる力を育む安全教育を推進する。
- ③ 『生命(いのち)の安全教育』を基に、家庭や地域、関係機関と連携しながら自他を大切にすることを育て、安心安全に生活できる環境を整える。

イ いじめの防止等の取組

- ① いじめ防止研修において教職員のいじめに対する理解を深めるとともに、毎週一回実施する学校いじめ対策委員会で、児童の状況や対策について全教職員で共通理解をし、いじめの未然防止、解消に向けて組織的な対応をする。
- ② 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を6月に設定し、校長講話、児童との面談、自他を思いやる心を育てるための授業を全学級で実施する。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 一人ひとりの実態を基に、家庭の支援ニーズについて把握し、関係諸機関との密接な連携を図り登校支援を実施する。
- ② 個票をシステムを活用して情報をまとめ、登校支援コーディネーターを核とした全教職員による組織的な対応を推進する。

(5) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との連携

- ① 交流及び共同学習計画に基づき、所属学級を設け、教科・特別活動・給食・学校行事等、指導上適切と考えられる場面で、積極的に交流及び共同学習を実施する。
- ② 保護者との連携を密にし、学校生活支援シートや個別指導計画の作成を行う。また、必要に応じて放課後支援等サービスとの情報共有も行き、児童の実態を多面的に捉え指導の充実を図る。

イ 義務教育 9年間を見通した小中一貫教育の取組

- (取組1) 体育祭での小学校第6学年の参加、小・中合同あいさつ運動、合唱コンクールでの小学校第6学年招待などを実施する。
- (取組2) 学力定着プロジェクトチームで、市の学力定着度調査やはちおうじっ子ミニマムを分析し、課題を明確にし、その課題解決に向けてドリル型学習コンテンツを活用するなど、基礎的基本的な学習内容の定着に向けた取組を企画立案・実施する。
- (取組3) 小中一貫教育の日における小学校の授業参観と分科会、中学校入学にあたっての各担当者による小学校への入学前の情報共有などにより、グループ内の生活指導等の諸情報を共有する。
- (取組4) 地域と合同で行う活動として、年3回地域クリーン活動や花いっぱい運動、地域の行事への小、中学生の積極的な参加を促す。また、小・中合同あいさつ運動週間などを地域の方と連携して行う。

ウ その他

- ① 情報活用能力系統表(ICT活用技術編)を活用し、発達段階や目的に応じて必要なソフトを使える能力を養う。
- ② 1人1台の学習用端末を活用した国語科と算数科の「五小スタディタイム」を設ける。
- ③ 第五小学校2020レガシーの取組として、アクティブタイムを設定し、スポーツへの興味・関心や技能を高めていく。
- ④ スタートカリキュラムを基に、「保・幼・小連携の日」を設定し、互いの授業や保育を参観し情報共有を図ることで小学校へのスムーズな接続をめざす。
- ⑤ 地域活動の参加を積極的に促し、その活動を見取り、評価する。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1		16	20	21	16	0	20	22	18	19	16	18	16	202
2		17	20	21	16	0	20	22	18	19	16	18	16	203
3		17	20	21	16	0	20	22	18	19	16	18	16	203
4		17	20	21	16	0	20	22	18	19	16	18	16	203
5		17	20	21	16	0	20	22	18	19	16	18	17	204
6		17	20	21	16	0	20	22	18	19	16	18	16	206
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・第6学年は8月24・25・26日が移動教室（授業日）のため、3日増とする。 ・第1学年から第4学年は3月24日の卒業式、第6学年は3月25日の修了式に出席しないため、1日減とする。 ・夏季休業日を7月24日（木）から8月31日（日）とする。 ・都民の日の10月1日（水）を授業日とする。 ・第1学年は4月7日（月）の始業式に参加しないため、1日減とする。 ・開校記念日の9月8日（月）を授業日とする。 												

(2) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の年間授業時数配当表

ア 各教科（1単位時間は、45分とする。）

教科名		学年	1	2	3	4	5	6
各教科	国語		0	0	0	0	0	0
	社会				0	0	0	0
	算数		0	0	0	0	0	0
	理科				0	0	0	0
	生活		0	0				
	音楽		0	0	0	0	0	0
	図画工作		0	0	0	0	0	0
	家庭						0	0
	体育		0	0	0	0	0	0
	外国語						0	0
知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科	内容							
	生活	あいさつ、1日の予定、日課帳、係活動係活動（各教科等を合わせた指導で行う。）	0	0	0	0	0	0
	国語	物の名前、意志の伝達、文字・文章の読み書き、日課帳	147	205	200	200	190	190
	算数	形の弁別、数、量の比較、金銭の扱い、空間認知、計算	110	110	115	115	120	120
	音楽	歌唱、合奏、リトミック	105	105	105	105	105	105
	図画工作	絵画、粘土、工作、版画等	70	70	70	70	70	70
	体育	基本の運動、器械運動、水泳、表現、ゲーム等	105	105	105	105	105	105
小計			537	595	595	595	590	590

イ 特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領域	内容	学年					
		1	2	3	4	5	6
特別の教科 道徳	きまりを守ること、思いやりなど、自立した人間としてよりよく生きようとする意志や能力を育てる。	34	35	35	35	35	35
外国語活動	外国語に親しみ、外国の言語や文化について体験的に理解や関心を深める。			5	5	5	5
総合的な学習の時間	情報機器の活用、地域を知る、お楽しみ会の企画運営、異文化に興味関心をもつ。			70	105	105	105
特別活動	集団生活の中での役割、集団の一員としての自覚	34	35	35	35	35	35
自立活動	コミュニケーション能力を高める活動、身体調整力を高める活動（各教科等を合わせた指導で行う。）	0	0	0	0	0	0
小 計		68	70	145	180	180	180

ウ 各教科等を合わせた指導

指導の形態	内容	学年					
		1	2	3	4	5	6
日常生活の指導	基本的な生活習慣の確立	140	140	120	120	105	105
遊びの指導		0	0				
生活単元学習	将来社会生活に必要な経験を積むための総合的な学習、身体の活発化、仲間とのかかわり	105	105	120	120	140	140
小 計		245	245	240	240	245	245

エ 年間総授業時数（ア+イ+ウ）

学 年	1	2	3	4	5	6
年 間 総 授 業 時 数	850	910	980	1015	1015	1015

備 考	(ア) 1 単位時間 ・ 1 単位時間は、45分とする。																												
	(イ) 特別活動（児童会集会活動、クラブ活動、委員会活動）																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童会集会活動</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>委員会活動</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>クラブ活動</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>16</td> <td>16</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table>		1	2	3	4	5	6	児童会集会活動	5	5	5	5	5	5	委員会活動					11	11	クラブ活動				16	16	16
		1	2	3	4	5	6																						
児童会集会活動	5	5	5	5	5	5																							
委員会活動					11	11																							
クラブ活動				16	16	16																							
(ウ) その他																													
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「短い時間を活用した教科等指導」を全学年（国語科）で実施する。 毎週火曜日 1回15分 計33回 11時間分行う。 ・ 引き渡し訓練の6月4日（水）に全学年5時間授業を実施する。（1時間増） ・ 第6学年はこころの劇場の6月11日（水）に6時間授業を実施する。（2時間増） ・ 第5・6学年はセーフティ教室の12月3日（水）に5時間授業を実施する。（1時間増） ・ 第3学年はクラブ活動見学の1月26日（月）に6時間授業を実施する。（1時間増） ・ 学力向上のための朝学習を水曜日に15分間25回実施する。 ・ 読み聞かせを毎月1回朝15分間10回実施する。 ・ 朝読書を読書月間【7月・2月】の朝15分間6回実施する。 ・ 体力向上のための「アクティブタイム」を月に1回20分間10回実施する。 																													